

鹿屋市健康保険課からのお知らせ

このお知らせは、国民健康保険に加入されている全世帯にお送りしています。

鹿屋市国民健康保険税は口座振替を原則としています

このお知らせは、国民健康保険の制度内容を、全世帯に同じ内容でお送りしています。

口座振替手続きがお済みの方は、制度のお知らせとしてご覧ください。

令和3年1月1日から、国民健康保険税は口座振替（預貯金口座からの引き落とし）を原則としています。現在口座振替でない場合は、随時受付をしているのでお申し込みください。

ただし、次のような場合は、口座振替の手続きは必要ありません。

- 口座振替ができない（口座振替ができる金融機関の口座がないなど）
- 既に口座振替の手続きが済んでいる

なお、次のような場合は、口座振替の手続きをしても、口座振替ができません。

- 第1期から第8期以外の納期分の納付
- 納期限を過ぎた納期分の納付
- 特別徴収（年金からの天引き）による納付

口座振替の手続のご案内

市内の金融機関窓口のほか、

①鹿屋市役所本庁（健康保険課 又は 収納管理課）

②総合支所、出張所

でも手続きができます。【※ゆうちょ銀行は、ゆうちょ銀行の窓口のみ手続き可能】

必要なもの

預貯金通帳と印鑑（通帳の届出印）

手続きが簡単なペイジー口座振替受付サービスについて

「ペイジー口座振替受付サービス」とは、金融機関のキャッシュカードがあれば、届出印がなくても窓口で、市税等の口座振替の申込手続きができる便利なサービスです。ぜひこのサービスをご利用ください。

（磁気がないカード等、キャッシュカードによっては、ご利用いただけない場合もあります。）

【対象金融機関】 鹿児島銀行、ゆうちょ銀行、九州労働金庫、
南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫

【受付場所】 鹿屋市役所本庁（健康保険課 又は 収納管理課）

勤務先の健康保険に加入した際は、国民健康保険の喪失の手続きが必要です

国民健康保険は自動で喪失されないため、必要書類を持参して国民健康保険の喪失の手続きをお願いします。手続きがされないと国民健康保険税は課税され続けますのでご注意ください。

【資格喪失の手続きに必要な書類】

- ・ 勤務先の健康保険証（対象者全員分）
- ・ 国民健康保険証（対象者全員分）
- ・ 手続きに来られる方の身分証明
（運転免許証等の顔写真付きは1点、保険証等の顔写真無しは2点）



お願い

**勤務先の健康保険に加入したら、
国民健康保険証を使用しないでください！**

勤務先の健康保険加入中に国民健康保険証を使用すると、医療費（国民健康保険負担分）を返還していただく場合があります。健康保険が変わったときは、医療機関等へ申し出てください。

◎窓口での手続きができない場合は以下の方法で国保の喪失手続きができます。

マイナンバーカードをお持ちですか？

【はい】

電子申請で国民健康保険の喪失手続きができます。



- ※左のQRコードからサイトに入れます。
- ※スマートフォンの機種によっては手続きできない場合があります。

【手順手順】

- ①電子申請のページで、住民異動届の記載内容を入力し、勤務先の健康保険証の画像データ（対象者全員分）を添付する。
- ②マイナンバーカードで電子署名を行い、申請する。
- ③申請後、国民健康保険証（対象者全員分）は郵送するか市役所に持参する。
※市役所への持参は第三者でも可能です。

【いいえ】

郵送で国民健康保険の喪失手続きができます。

【郵送で送る書類】

- ① 国民健康保険証（対象者全員分）
- ② 新たに加入した勤務先の保険証（対象者全員分）のコピー
- ③ 身分証明書のコピー

〔 運転免許証等の顔写真付きは1点
保険証等の顔写真無しは2点 〕

※ 保険証や身分証明書をコピーした用紙の余白部分に「国保脱退」という届出内容名、電話番号を記入の上、下記送付先まで郵送してください。

【送付先宛名】

〒893-8501 鹿屋市役所 健康保険課 国保資格担当 宛

※住所省略可能

交通事故などで負傷した皆様へ

～ 第三者（自分以外）の行為で負傷したときは届出が必要です ～

国民健康保険に加入している人が、交通事故など第三者（自分以外）による行為で負傷した場合、保険証を使って治療を受けることができます。

しかし、その場合の治療費は本来加害者が負担するべきものですので、鹿屋市国民健康保険が一時的に医療機関に立て替え払いし、後日、加害者にその治療費を請求することになります。

第三者の行為で負傷して、保険証を使って治療を受ける場合は、速やかに市健康保険課へ届出をしてください。

Q. 第三者行為とはどんな事例ですか？

交通事故

※バイクや自転車での事故も含む

他人のペットに
咬まれたケガ



不当な暴力や傷害行為
によるケガ

飲食店や購入食品での
食中毒



【届出に必要な書類等】

- 対象者の国民健康保険証
- 手続きに来る方の身分証明（運転免許証等顔写真付きは1点、顔写真無しは2点）
- 印鑑（スタンプ式不可）
- 交通事故証明書（交通事故の場合）
- 世帯主及び対象者の方のマイナンバーカード

※ 事例により必要な書類が異なります。

【このお知らせの問合せ先】 鹿屋市役所 健康保険課 国民健康保険係（1階◎番窓口）
電話 0994-31-1162（直通）